

タイヨウフウトウカズラ保護増殖事業計画
(案)

平成 月 日

農林水産省

環境省

タイヨウフウトウカズラ保護増殖事業計画（案）

農林水産省
環境省

第1 事業の目標

タイヨウフウトウカズラは、現在では小笠原諸島の母島にのみ生育するコショウ科の多年生草本植物である。その生態については十分に把握されていないが、崩落等の自然災害による生育環境の変化、被陰による日照条件の悪化、クマネズミ、アフリカマイマイ等による食害等により減少し、現在では個体数が極めて限られている。

本事業は、本種の生育地における生育状況等を把握し、生育環境の維持及び改善並びに盗掘等の防止を図るとともに、必要に応じ、人工繁殖等を実施し、個体群の維持及び拡大を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

東京都小笠原諸島における本種の生育地（かつて生育地であった地域を含む。）及び第3の3の人工繁殖等を行う区域

第3 事業の内容

事業の実施に当たっては、本種又は本種の生育地に対する踏みつけ等の影響を与えないように努めるとともに、小笠原諸島が固有の島嶼生態系を有していることにかんがみ、島外からの外来種若しくは病害虫又はそれらを保持するおそれのある個体、土壌、資材等を持ち込むことがないよう留意する。

1 生育状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じ、以下の調査を実施する。

（1）生育状況の把握

現在把握している生育地において、個体数の現状及び増減、開花、結実及び実生の確認、病害虫の発生状況等、本種の個体群の生育状況について把握するため、定期的なモニタリングを行う。また、現在知られていない生育地についても把握に努める。

(2) 生育環境の把握

本種の安定的な生育に重要な役割を果たしていると考えられる生育地及びその周辺における気象、植生、地形、地質、照度等の生育環境について、その変化を把握するため、モニタリングを行う。

また、過去から現在までの生育地及びその周辺における植生等の生育環境の変化について、資料等によりその状況を把握する。

(3) 本種の保存に資する生物学的特性の把握

自然環境下における繁殖様式、種子の発芽及び活着、生育に適する環境、個体群内の遺伝的多様性等、本種の保存に資する生物学的特性を把握する。

(4) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

植生、被陰による日照条件の変化、クマネズミ、アフリカマイマイ等による食害等、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するとともに、その影響についてモニタリングを行う。

2 生育地における生育環境の維持及び改善

本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見等を十分に踏まえた対応策を検討し、必要に応じて、生育及び繁殖に適した環境の維持及び改善のための措置を講ずる。

なお、環境の維持及び改善のための措置を講ずる場合には、それにより生育地の生態系、そこに生息又は生育する他の野生生物等の保全に影響を与えないような方法で行うものとし、影響が生じるおそれがある場合にはそのモニタリングを行うものとする。

3 人工繁殖等の実施

本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見等を踏まえ、必要性を十分検討した上で、以下の取組を実施する。

(1) 人工受粉の実施等

本種は、個体数が少ない上に雌雄異株のため、生育地では結実しにくい状況となっている。このため、必要性を十分検討した上で、生育地において人工授粉による繁殖等を補完的に実施する。なお、人工授粉により個体を衰弱させるおそれがあることに留意し、生育状況を把握しつつ計画的に実施する。

(2) 人工繁殖の実施等

本種では、挿し木による人工繁殖技術のみが確立されており、種子からの人工繁殖技術の確立が必要である。今後の生育環境の悪化等による野外個体の絶滅に備えるため、必要性を十分検討した上で、人工繁殖を計画的に実

施する。

なお、人工繁殖の実施に当たっては、再導入の実施に適した個体となるよう、例えば種子からの苗の栽培、病害虫の発生の検出及び防止を図るための管理体制の確立、生育地周辺における馴化等を行うこと等、突然変異の発生、近縁種との交雑及び病害虫の発生等を少なくする方法を検討する。

(3) 再導入の実施

本種の繁殖は、自然状態における野外個体群の維持及び拡大によることを基本とする。ただし、必要性を十分検討した上で、生育地外で人工繁殖した個体の再導入を補完的に実施する。再導入を行う地域は、かつて生育地であった地域を始めとした本種の生育に適した環境を選定し、必要に応じて、クマネズミ等による食害の防止、本種を被陰する樹木の植生管理等により生育環境を保全する。また、再導入後の個体の管理を行うとともに、生育状況及び周辺環境の変化について、定期的なモニタリングを行う。

なお、生育地外で繁殖した個体を再導入しようとする場合には、再導入した個体に由来する遺伝的かく乱、病害虫の発生等については野外個体群及び他の生物の存続を脅かすおそれがあることに十分留意する。特に、これらの問題が生じた場合にはその中止や修正が図られるよう、現在の生育地とは別の地域において再導入を行う等、適切な再導入の方法を検討する。

また、再導入の実施に当たっては、再導入する地域の生態系、そこに生息又は生育する他の野生生物の保全に十分配慮するものとし、併せて、再導入される個体及び土壌、資材等に伴って新たな外来種等の移入を生じないよう適切な措置を講ずる。

4 生育地における盗掘等の防止

盗掘、生育地への不用意な立入り等を防止するため、生育地及びその周辺において監視を行う。

5 普及啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする国民等の理解と協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保護に対する配慮と協力を働きかけるとともに、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体、地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。